

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人岩手県立大学が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 共通講義棟 105, 205, 305, 306 講義室視聴覚機器 一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成 29 年 12 月 27 日（水）
- (4) 納入場所 公立大学法人岩手県立大学理事長の指定する場所

2 入札参加者資格

- (1) 本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実があった後 2 年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、法人職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - カ 契約の履行に当たり、アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (2)のアからカのいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者(更正計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、平成 29・30・31 年度競争入札参加者名簿に登載されている者であること。
- (6) 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「盛岡地区」という。）に本社（本店）を有する者又は盛岡地区外に本社（本店）を有しているが、盛岡地区内に支店等を有しており、その支店等が(5)の資格を有している者であること。
- (7) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を平成 29 年 9 月 29 日（金）午後 5 時までに 13(2)の場所に各一部、提出しなければならない。
 - ア 仕様書
 - (ア) 当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。
 - (イ) 当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
 - (ウ) 当該購入物品のカタログ又は写真を添付すること。

イ 定価見積書(調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書(消費税及び地方消費税抜き)。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。)

定価見積の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

(ア) 提出年月日

(イ) 入札参加者の住所及び氏名、印(法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印)、電話及びFAX番号、担当者名(問い合わせ先)

(ウ) 調達件名

(エ) 数量

(オ) 仕様(当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。)

(カ) 納期

(キ) 納品場所

(2) (1)の書類の提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印(法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印) 電話及びFAX番号、担当者名(問い合わせ先)

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

(3) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 仕様書等は、公立大学法人岩手県立大学において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たし、かつ、迅速な保守整備の体制が整備され、使用目的に耐え得ると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、平成29年9月29日(金)午後5時までとする。

また、審査結果は、平成29年10月5日(木)までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書を5(1)の日時に5(2)の場所に提出すること。

(3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月6日(金)午前10時00分

(2) 場所

公立大学法人岩手県立大学本部棟3階大会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの
- (2) 調達件名及び入札金額のないもの
- (3) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のない事項又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印していないもの
- (8) 公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの
- (9) その他入札に関する条件に違反したもの

8 入札書に関する事項

入札書は、本学で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 数量
- (6) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、別に定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。この場合、再度入札の回数は2回とする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは公立大学法人岩手県立大学に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する室等の名称及び所在地
公立大学法人岩手県立大学事務局総務室管財契約グループ
〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52 電話番号 019-694-2002

(契約書書式例)

物 品 売 買 契 約 書

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第 1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 共通講義棟 105, 205, 305, 306 講義室視聴覚機器
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 共通講義棟 105, 205, 305, 306 講義室視聴覚機器 一式

第 2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第 1 号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契 約 金 額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契 約 保 証 金 金 円

第 3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 公立大学法人岩手県立大学理事長が指定する場所
- (2) 納入期限 平成 29 年 12 月 27 日(水)

第 4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して 10 日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。

2 乙又は乙の指定をする者が、前項の検収に立会できないときは、確実な代理人を立て立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第 1 項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第 5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は第 4 に定めるところによる。

第 6 甲は、物品の納入が完了した日の翌月末日までに代価を支払うものとする。

第 7 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合には、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 9 乙は、納入物品の引渡し後 1 年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第 10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

第 11 乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第 12 甲は、物品が納入されるまでの間は、第 10 第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 13 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が確認を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 14 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは
甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通
を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県滝沢市巣子 152-52
公立大学法人岩手県立大学
理事長 遠 藤 達 雄

乙